

税務署印 年 月 日 大野 税務署長 殿		所管 業種目 概況書 要否 別表等	白色申告 一連番号	
納税地	福井県大野市朝日26-20-1	法人区分	普通法人等 左記以外の公益法人等、協賛組合等又は特定医療法人	整理番号 事業年度(至)
	電話(080) 9583 - 2813	事業種目	補助活動を行う事業所	事業年度(至) 売上金額
(フリガナ)		期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	申告法人
法人名	特定非営利活動法人九頭竜化石研究会	同非区分	特 定 同 族 会 社 同 族 会 社 非 同 族 会 社	署
法人番号	8210005009504	旧納税地及び		処
(フリガナ)	クボタ タケン	旧法人名等		理
代表者	久保田 豪	添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目別説明書、事業報告書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	通信日付印 確認 庁指定 局指定 指導等 区分
代表者住所	岐阜県羽島郡笠松町無動寺定広28 ベルメゾン1 303号室			年 月 日 申告区分
				法人税 増徴 減徴 地方税 増徴 減徴

令和 3 年 4 月 1 日

事業年度分の法人税 確定 申告書

翌年以降不 償送付	☒ 要	☐ 否	適用額明細書 提出の有無	☐ 有	☒ 無
--------------	------------------------------------	-------------------------	-----------------	-------------------------	------------------------------------

令和 4 年 3 月 3 1 日

(中間申告の場合 令和 年 月 日)
(の 計 算 期 間 令和 年 月 日)

税理士法第30条 の書面提出有	(有)	税理士法第33条 の2の書面提出有	(有)
--------------------	-----	----------------------	-----

		十 億				百 万				千				円			
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	1								8	6	8	5				
	法人税額 (53) + (54) + (55)	2								1	2	0	0				
	法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3															
	差引法人税額 (2) - (3)	4								1	2	0	0				
	連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	5															
	課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三 (二の二)「25」+別表三(三)「20」)	6								0	0	0					
	同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7															
	課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8								0	0	0					
	同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9															
	法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10								1	2	0	0				
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五の二)「7」+別表十七(三の六)「5」)	11																
仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額	12																
控除税額 ((10)-(11)-(12)と(19)のうち少ない金額)	13																
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14								1	2	0	0					
中間申告分の法人税額	15												0	0			
差引確定 法人税額 (14) - (15) (中間申告の場合はその 税額とし、マイナスの 場合は、(26)へ記入)	16								1	2	0	0					
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準 法人税額 (33) + (34)	33								1	2	0	0				
	課税標準法人税額 (9)	34															
	課税標準法人税額 (33) + (34)	35								1	0	0	0				
	地方法人税額 (58)	36								1	0	3					
	課税留保金額に係る地方法人税額 (59)	37															
	所得地方法人税額 (36) + (37)	38								1	0	3					
	分配調整外国税相当額及び外国関係会社等 に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五の二)「8」) + (別表十七(三の六) 「4」)と(38)のうち少ない金額)	39															
	外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)	40															
	仮装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	41															
	差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42								1	0	0					
中間申告分の地方法人税額	43												0	0			
差引確定 地方法人税額 (42) - (43) (中間申告の場合はその 税額とし、マイナスの 場合は、(45)へ記入)	44								1	0	0						
この申告書による還付金額の計算	控除税額 の計算	17															
	外国税額 (別表六(二)「20」)	18															
	計 (17) + (18)	19															
	控除した金額 (13)	20															
	控除しきれなかった金額 (19) - (20)	21															
	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22												0			
	同上 (別表三(二の二)「28」)	23												0			
	同上 (別表三(三)「23」)	24												0	0		
	この申告による還付金額 (21)	25										</					

別表一 各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分……令三・四・一 以後終了事業年度等分

税 理 士 署 名	税理士 小西 裕也
--------------	-----------

法 人 税 額 の 計 算									
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)	50	8,000	(50)の15%又は19%相当額	53	1,200				
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)－10億円× $\frac{12}{12}$	51		(51)の22%相当額	54					
その他の所得金額 (1)－(50)－(51)	52	0	(52)の19%又は23.2%相当額	55	0				
地 方 法 人 税 額 の 計 算									
所得の金額に対する法人税額 (33)	56	1,000	(56)の10.3%相当額	58	103				
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57		(57)の10.3%相当額	59					
こ の 申 告 が 修 正 申 告 で あ る 場 合 の 計 算									
法 人 税 額 の 計 算	こ の 申 告 前 の	所得金額又は欠損金額	60		地 方 法 人 税 額 の 計 算	こ の 申 告 前 の	所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61				課税留保金額に対する法人税額	69	
		課税留保金額	62				課税標準法人税額 (68)＋(69)	70	
		法人税額	63				確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外			中間還付額	72	
	こ の 申 告 前 の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((16)－(63))若しくは((16)＋(64))又は((64)－(28))	65	外	こ の 申 告 前 の	欠損金の繰戻しによる還付金額	73		
		欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66			この申告により納付すべき地方法人税額 ((44)－(71))若しくは((44)＋(72)＋(73))又は(((72)－(45))＋((73)－(45)の外書)))	74		
		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67						

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 令和 3・4・1 令和 4・3・31 法人名 特定非営利活動法人九頭竜化石研究会

別表四

令三・四・一 以後終了事業年度分

区 分		総 額	処 分	
			留 保	社 外 流 出
			②	③
①				
当期利益又は当期欠損の額	1	△72,615 円	△72,615 円	配 当
				そ の 他
	損金経理をした法人税及び地方 法人税(附帯税を除く。)	2		
	損金経理をした道府県民税及び 市町村民税	3		
	加 損金経理をした納税充当金	4	81,300	
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加 算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5		そ の 他
	減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6		
	役員給与の損金不算入額	7		そ の 他
	交際費等の損金不算入額	8		そ の 他
		9		
		10		
算	小 計	11	81,300	
	減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	12		
	納税充当金から支出した事業税 等の金額	13		
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14		※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等 の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15		※
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16		※
	適格現物分配に係る益金不算入額	17		※
	法人税等の中間納付額及び過誤納に 係る還付金額	18		
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによ る還付金額等	19		※
		20		
	小 計	21		外 ※
減	仮 計 (1)+(11)-(21)	22	8,685	外 ※
	対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二の二)「27」又は「32」)	23		そ の 他
	超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二の三)「10」)	24		※
	仮 計 (22)から(24)までの計)	25	8,685	外 ※
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の 損金算入額	26		※
	寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27		そ の 他
	沖縄の認定法人又は国家戦略特別区域 における指定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」若しくは「13」又は別表十(二)「8」)	28		※
	法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」③)	29		そ の 他
	税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二の二)「7」)	30		そ の 他
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社 等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五の二)「5」②+別表十七(三の六)「1」)	31		そ の 他
	組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失 超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	32		
算	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に 係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33		※
	合 計 (25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	34	8,685	外 ※
	契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九(一)「13」)	35		
	特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託 に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36		
	中間申告における繰戻しによる還付に係る 災害損失欠損金額の益金算入額	37		※
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による 移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38		※
	差 引 計 (34)から(38)までの計)	39	8,685	外 ※
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(二)「9」若しくは「21」 又は別表七(三)「10」)	40		※
	総 計 (39)+(40)	41	8,685	外 ※
	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別 控除額 (別表十(三)「43」)	42		※
	農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)	43		
算	農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算 入額 (別表十二(十四)「43」の計)	44		
	関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は 再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	45		
	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別 勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十二(五)「14」-「11」)	46		※
	残余財産の確定の日の属する事業年度に係る 事業税及び特別法人事業税の損金算入額	47		
	所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	48	8,685	外 ※

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	令和 3・4・1 令和 4・3・31	法人名	特定非営利活動法人九頭竜化石研究会
------	-----------------------	-----	-------------------

別表五
(一)

令三・四・一
以後終了事業年度分

I 利益積立金額の計算に関する明細書							
区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減			差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①－②＋③	
			減		増		
			①	②	③	④	
利 益 準 備 金	1	円		円	円	円	
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13						
	14						
	15						
	16						
	17						
	18						
	19						
	20						
	21						
	22						
	23						
	24						
	25						
繰 越 損 益 金（損 は 赤）		26	656,053	656,053	583,438	583,438	
納 税 充 当 金		27	80,000	80,000	81,300	81,300	
未納法人税等 （退職年金等積立金に 対するものを除く。）	未納法人税及び 未納地方法人税 （附帯税を除く。）	28			中間 確定	△1,300	
					△1,300		
	未納道府県民税 （均等割額を含む。）	29	△20,000	△20,000	中間 確定	△20,000	
					△20,000		
	未納市町村民税 （均等割額を含む。）	30	△60,000	△60,000	中間 確定	△60,000	
					△60,000		
差 引 合 計 額		31	656,053	656,053	583,438	583,438	

II 資本金等の額の計算に関する明細書							
区 分		期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減			差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①－②＋③	
			減		増		
			①	②	③	④	
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円		円	円	円	
資 本 準 備 金	33						
	34						
	35						
差 引 合 計 額	36						

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度	令和 3・4・1 令和 4・3・31	法人名	特定非営利活動法人九頭竜化石研究会		
発生税額	当 期 中 の 納 付 税 額			期 末 現 在 未 納 税 額 ①+②-③-④-⑤	
	充当金取崩し による納付	仮払経理に よる納付	損金経理に よる納付		
②	③	④	⑤	⑥	
	円	円	円	円	
円					
1,300				1,300	
1,300				1,300	
	20,000			0	
0 20,000				0 20,000	
0 20,000	20,000			0 20,000	
	60,000			0	
0 60,000				0 60,000	
0 60,000	60,000			0 60,000	
600			600	0	
当 金 の 計 算					
000 円	取 崩 し の 他 額	そ の 他	損 金 算 入 の も の	36	円
300			損 金 不 算 入 の も の	37	
				38	
300			仮 払 税 金 消 却	39	
000		計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)	40	80,000	
	期 末 納 税 充 当 金 (30)+(33)-(40)	41	81,300		

決 算 報 告 書

(第 8 期)

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

特定非営利活動法人 九頭竜化石研究会

貸 借 対 照 表

2022年 3月31日 現在

特定非営利活動法人 九頭竜化石研究会

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	2, 506, 041	【流動負債】	2, 772, 603
現 金 及 び 預 金	2, 286, 041	短 期 借 入 金	2, 691, 303
商 品	220, 000	未 払 法 人 税 等	81, 300
【固定資産】	850, 000	負 債 の 部 合 計	2, 772, 603
【有形固定資産】	850, 000	正 味 財 産 の 部	
車 両 運 搬 具	850, 000	【正味財産】	583, 438
		正 味 財 産	583, 438
		正 味 財 産	583, 438
		繰 越 正 味 財 産	583, 438
		正 味 財 産 の 部 合 計	583, 438
資 産 の 部 合 計	3, 356, 041	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	3, 356, 041

損 益 計 算 書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

特定非営利活動法人 九頭竜化石研究会

(単位： 円)

科 目	金 額	
売 上 総 利 益 金 額		0
【管理費】		
販売費及び一般管理費合計		2,136,315
営 業 損 失 金 額		2,136,315
【経常外収益】		
雑 収 入	2,145,000	
営 業 外 収 益 合 計		2,145,000
経 常 利 益 金 額		8,685
税引前当期純利益金額		8,685
法 人 税 等		81,300
当 期 純 損 失 金 額		72,615

販売費及び一般管理費内訳書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

特定非営利活動法人 九頭竜化石研究会

(単位： 円)

科 目	金 額	
外 注 費	1,258,445	
荷 造 運 賃	39,352	
広 告 宣 伝 費	83,710	
旅 費 交 通 費	239,864	
通 信 費	69,081	
消 耗 品 費	403,717	
修 繕 費	3,300	
水 道 光 熱 費	38,246	
租 税 公 課	600	
販売費及び一般管理費合計		2,136,315

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月31日

特定非営利活動法人 九頭竜化石研究会

(単位： 円)

【正味財産】

資 本 金	当期首残高		0
	当期末残高		0
正 味 財 産			
正 味 財 産			
繰 越 正 味 財 産	当期首残高		656,053
	当期変動額	当期純利益金額	-72,615
	当期末残高		583,438
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		656,053
	当期変動額		-72,615
	当期末残高		583,438
株 主 資 本 合 計	当期首残高		656,053
	当期変動額		-72,615
	当期末残高		583,438
正 味 財 産 の 部 合 計	当期首残高		656,053
	当期変動額		-72,615
	当期末残高		583,438

勘定科目内訳明細書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

特定非営利活動法人九頭竜化石研究会

[illegible]

なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。

$$1 / 1$$

棚卸資産（商品又は製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品）の内訳書

科 目	品 目	数 量	単 価 円	期 末 現 在 高 円	摘 要
商品				220,000	
計				220,000	

(注) 1. 「科目」欄には、商品又は製品、半製品、仕掛品(半成工事を含みます。)、原材料、貯蔵品、作業くず、副産物等のように記入してください。

なお、記載口数が100口を超える場合には、期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。

2. 「品目」欄には、例えば「紳士用革靴」のように記入し、それ以上細分して記入しなくても差し支えありません。

3. 評価換えを行った場合には、「摘要」欄に「評価損〇〇〇円」のようにその評価増減額を記入してください。

借入金及び支払利子の内訳書

借 入		先	期 末 現 在 高 円	期中の支払利子額 円	利率 %	担 保 の 内 容 (物件の種類、数量、所在地等)
名称(氏名)	所在地(住所)	法人・代表者との関係				
久保田 豪			2,691,303			
計			2,691,303			

- (注) 1. 借入先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。
2. 借入先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
また、「期末現在高がないものであっても期中の支払利子額（未払利子を含みます。）が3万円以上」のものについては、各別に記入してください。
3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
- ① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入（この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入）
なお、「借入先が役員、株主又は関係会社のもの」又は「期末現在高がないものであっても期中の支払利子額（未払利子を含みます。）が3万円以上のもの」がある場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
- ② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入（支店又は事業所等の名称を「名称（氏名）」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄及び「期中の支払利子額」欄にその支店又は事業所等の合計金額（50万円未満のものも含む合計金額）を記入）
4. 「利率」欄には、同一の借入先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における支払利子の利率を記入してください。
5. 外国法人又は非居住者から借り入れたものについては、「所在地（住所）」欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

雑益、雑損失等の内訳書

科 目		取引の内容	相 手 先		金 額 円
			名 称（氏名）	所 在 地（住 所）	
雑 益 等	雑収入	福井県継続支援金			400,000
	雑収入	事業復活支援金			1,000,000
	雑収入	月次支援金			745,000
	小計				2,145,000
雑 損 失 等					

(注) 1. 雑収入、雑益(損失)、固定資産売却益(損)、税金の還付金、貸倒損失等について、科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。

なお、土地の売却益(損)を「⑦固定資産(土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。)の内訳書」に記入している場合には、記入しなくても差し支えありません。

2. 取引の内容が「税金の還付金」のものについては、期末現在高が10万円未満であっても全て各別に記入してください。

3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。
なお、取引の内容が「税金の還付金」である場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6



別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号

OCR入力用

この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

10主要科目・11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

この用紙はとじこまないでください

法人名	屋号()	事業年度	自令和03年04月01日	税務署
	特定非営利活動法人九頭竜化石研究会	至令和04年03月31日	処理欄	
法人番号	電話(080) 9583 - 2813	自社ホームページの有無	(自社ホームページアドレス)	
1事業内容	(補助活動を行う事業所)業	2支店・子会社の状況	(1)国内支店・店舗数	
4期末従業員等の状況	(1)常勤役員	(1)国内支店・店舗数	(2)国内子会社の数	
	(2)期末従業員	(2)海外支店・店舗数	(3)海外子会社の数	
	(3)計	(3)海外支店・店舗数	(4)海外子会社の数	
	(4)計	(4)海外支店・店舗数	(5)海外子会社の数	
10主要科目	(1)売上(収入)高	(1)輸入	(1)区分氏名	
	(2)売上(収入)原価	(2)輸出	(2)現金	
	(3)売上(収入)総利益	(3)無	(3)通帳	
	(4)役員報酬	(4)取引金額(百万円)	(4)消費税率	
11代表者に対する報酬等の金額	(1)役員報酬	(1)輸入相手国	(1)役員報酬	
	(2)従業員給料	(2)輸出相手国	(2)役員報酬	
	(3)交際費	(2)輸入商品	(3)役員報酬	
	(4)減価償却費	(2)輸出商品	(4)役員報酬	

注1 (1)の有・売上欄に該当がある場合
注2 運送業においては燃料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
注3 金融業・保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。
注4 「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(貴法人)が同族会社の場合に記載してください。

18月別の売上高等の状況に欄の単位にご注意願います。

12事業形態	(1) 兼業の状況	(兼業種目)				(兼業割合)		%		13主な設備等の状況
	(2) 事業内容の特異性									
	(3) 売上区分	現金売上		%	掛売上		%			
14決済日等の状況	売上	締切日		決済日		16税理士の関与状況	(1)氏名	小西裕也税理士事務所		
	仕入	締切日		決済日			(2)事務所所在地	大阪市東淀川区相川3丁目9番16		
	外注費	締切日		決済日			(3)電話番号			
	給料	締切日		支給日			☐ 申告書の作成	☐ 調査立会	☐ 税務相談	
15帳簿書類の備付状況	帳簿書類の名称					(4)関与状況	☐ 決算書の作成	☐ 伝票の整理	☐ 補助簿の記帳	
							☐ 総勘定元帳の記帳	☐ 源泉徴収関係事務		
						17加入組合等の状況				
							(役職名)			
							(役職名)			
					営業時間	開店時	閉店時			
					定休日	毎週(毎月)	曜日(日)			
18月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収税額		従事員数
	4月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円	人
	5月									
	6月									
	7月									
	8月									
	9月									
	10月									
	11月									
	12月									
	1月									
	2月									
	3月									
	計									
前期の実績										
19当期の営業成績の概要										

受付印

令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 31 日 までの事業年度又は連結事業年度の確定申告書

福井県知事 殿 8210005009504

法人番号 8210005009504

法人税の申告

この申告の基礎となる修正・更正の決定

申告年月日 令和 3 年 4 月 1 日

所在地 福井県大野市朝日26-20-1 (電話 080 - 9583 - 2813)

事業種目 補助活動を行う事業所

期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)

法人名 特定非営利活動法人九頭竜化石研究会

代表者名 久保田 豪

経理責任者氏名

期末現在の資本金等の額

事業税

特別法人事業税

摘要	課税標準	税率	税額	(使途秘匿金税額等)
所得金額総額 (67)-(68)又は別表5(36)	兆 十億 百万 千 円 86,850	3.5000	3,039.75	法人税法の規定によって計算した法人税額
年400万円以下の金額	兆 十億 百万 千 円 8,000	3.5000	280.00	試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額
年400万円を超え年800万円以下の金額	兆 十億 百万 千 円 0,000	5.3000	0.00	還付法人税額等の控除額
年800万円を超える金額	兆 十億 百万 千 円 0,000	7.0000	0.00	退職年金等積立金に係る法人税額
計 (28)+(29)+(30)	兆 十億 百万 千 円 8,000		280.00	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④
軽減税率不適用法人の金額	兆 十億 百万 千 円 0,000		0.00	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額
付加価値額総額	兆 十億 百万 千 円			法人税割額 (5)又は(6)× $\frac{100}{100}$
付加価値額	兆 十億 百万 千 円 0,000		0.00	道府県民税の特定寄附金税額控除額
資本金等の額総額	兆 十億 百万 千 円			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別帰属対象所得税額等相当額の控除額
資本金等の額	兆 十億 百万 千 円 0,000		0.00	外国の法人税等の額の控除額
収入金額総額	兆 十億 百万 千 円			仮装経理に基づく法人税割額の控除額
収入金額	兆 十億 百万 千 円 0,000		0.00	差引法人税割額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪
合計事業税額 ③①+③④+③⑥+③⑧又は③②+③④+③⑥+③⑧	兆 十億 百万 千 円 2,000		2,000.00	既に納付の確定した当期分の法人税割額
事業税の特定寄附金税額控除額	兆 十億 百万 千 円			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
差引事業税額 ③⑨-④①-④②	兆 十億 百万 千 円 2,000		2,000.00	この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑬-⑭
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	兆 十億 百万 千 円			均等割 算定期間において事務所等を有していた月数 12 月
所得割 ④⑤	兆 十億 百万 千 円 2,000		2,000.00	20,000円× $\frac{16}{12}$
資本割 ④⑥	兆 十億 百万 千 円 0,000		0.00	既に納付の確定した当期分の均等割額
④③のうち見込納付額 ⑤①	兆 十億 百万 千 円 差引 2,000		2,000.00	この申告により納付すべき均等割額 ⑬-⑭
摘要	課税標準	税率	税額	この申告により納付すべき道府県民税額 ⑮+⑰
所得割に係る特別法人事業税額 ⑤②	兆 十億 百万 千 円 2,000	37.0	750.00	⑳のうち見込納付額
収入割に係る特別法人事業税額 ⑤③	兆 十億 百万 千 円 0,000		0.00	差引 ㉑-㉒
合計特別法人事業税額(⑤②+⑤③)	兆 十億 百万 千 円 2,000		750.00	東海地方の申告の計算
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ⑤⑤	兆 十億 百万 千 円			特別区分の課税標準額 ㉓
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 ⑤⑦	兆 十億 百万 千 円 0,000		0.00	同上に対する税額 ㉔× $\frac{100}{100}$
この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑤⑨-⑤⑩-⑤⑪	兆 十億 百万 千 円 0,000		0.00	市町村分の課税標準額 ㉕
差引 ⑤⑨-⑥①	兆 十億 百万 千 円 0		0.00	同上に対する税額 ㉕× $\frac{100}{100}$
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42))	兆 十億 百万 千 円 86,850		8,685.00	中間納付額 ㉗
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	兆 十億 百万 千 円			還付請求 還付を受けようとする金融機関及び支払方法 口座番号()
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	兆 十億 百万 千 円			法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額
益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	兆 十億 百万 千 円			法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	兆 十億 百万 千 円			決算確定の日
仮計 ⑥②+⑥③+⑥④-⑥⑤-⑥⑥	兆 十億 百万 千 円 8,685		8,685.00	解散の日
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	兆 十億 百万 千 円			残余財産の最後の分配又は引渡しの日
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(48))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(55))	兆 十億 百万 千 円 86,850		8,685.00	申告期限の延長の処分(承認)の有無
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	兆 十億 百万 千 円			法人税の申告書の種類 青色 (その他)
				この申告が中間申告の場合の計算期間
				翌期の中間申告の要否 要 (5) 国外関連者の有無 有・無

道府県民税

関署与税理士名

税理士

小西 裕也

電話

〇九〇―一四五一八一九六

